

ロープウェイ・リフトの安全運行のために ～索道の運行管理に関する行政評価・監視の結果～

総務省近畿管区行政評価局（局長：大寺廣幸）は、平成16年8月27日、索道の運行管理に関する行政評価・監視の調査結果に基づき、ロープウェイ等の索道事業者に対する指導監督について、国土交通省近畿運輸局に対して改善するよう通知した。

この通知は、近畿管区行政評価局と滋賀、京都、兵庫の3行政評価事務所が、平成16年4～7月にかけて、近畿2府4県の52事業者のうち営業中の全ての事業者（22事業者）及び近畿運輸局を調査した結果、①定められたとおりに検査や記録が行われていない、②部品の交換や修理が遅延、③救助作業要領に閑散期の救助班編成が定められていない、④運輸局が指導してもそのままのものがあるなど改善を要する事項が認められたことから、①索道施設の検査の適正化、②維持管理の適正化、③救助方法等の充実、④索道事業者に対する保安監査の的確な実施について、近畿運輸局に対して改善を求めたほか、地震を想定した対策の検討などについても提言している。

索道についてのこのような調査は、近畿管内では今回が初めての実施となっている。

1 背景事情

- 近畿地方では、観光地、スキー場等にロープウェイ・ゴンドラ、リフトが、52事業者208基（平成16年3月31日現在）設置されており、利用者は、平成15年度実績で年間2,901万人に上っている。
- 昨年10月、長野県の御岳ロープウェイで死亡事故が発生しており、索道事業者における安全運行の一層の確保が求められている。

2 調査実施時期

平成16年4月～7月

3 調査対象機関等

近畿運輸局、索道事業者（22事業者）、事業者団体等

4 調査担当

- ・ 近畿管区行政評価局、滋賀行政評価事務所、京都行政評価事務所、兵庫行政評価事務所

調査結果の概要

通知事項

1 索道施設の点検・検査の適正化

- 索道事業者は、鉄道事業法、国土交通省令、告示等に基づき、1月検査・3月検査・12月検査及び始業点検の実施が義務化されており、具体的な実施方法等は、それぞれが整備細則を定めて実施。検査の成績等は、3年間の記録保存。

【調査結果】

- ① 告示及び整備細則に定められた検査項目や検査回数の一部について実施していないもの（9事業者）
- ② 一部の検査項目において判定基準によらない検査方法等検査の実施が不適切なもの（9事業者）
- ③ 検査の記録が不適切なもの（9事業者）

【改善意見】

近畿運輸局は、索道施設の安全確保を図る観点から、索道事業者に対し、次の事項について、指導を徹底する必要がある。

- ① 法令及び整備細則に定められた始業点検、1月検査及び12月検査を確実に実施すること。
- ② 測定値及び整備標準(限度)に基づく良否判定を行うなど告示解釈・運用通知等に即した検査を行うこと。
- ③ 1月検査、12月検査等の結果については、異常の進行や部品交換時期の予測等にも活用できるように記録及び保存を適切に行うこと。

2 施設管理の適正化

- 索道事業者は、国土交通省令により、索条、支柱、停留場、原動設備、搬器その他の工作物を常に安全な状態に整備しておく義務。

【調査結果】

- ① 滑車のゴム部品が交換限度を超過しているもの、速度計の表示不良等について、点検・検査により把握したにもかかわらず、そのままとなっているもの（3事業者）
- ② 設置が義務付けられた箇所に消火器が設置されていないもの（2事業者）

【改善意見】

近畿運輸局は、索道施設の適切な保守・管理を図る観点から、索道事業者に対し、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 点検・検査により把握した要整備箇所等については、速やかに整備を実施させること。
- ② 消火器を設置する義務のある施設については、確実に配備させること。

3 救助方法等の充実

- 索道事業者は、国土交通省令により救助作業方法を定め、係員を訓練しておく義務。

【調査結果】

- ① 救助作業要領が未策定となっているもの、救助要員が減少する閑散期の救助班編成が救助作業要領に定められていないもの等救助作業要領が不十分なもの（3事業者）
- ② 救助訓練を実施が容易な平坦地等でしか行っていないもの、索道技術管理者や一部の救助要員が不参加となっているもの等救助訓練の実施が不十分なもの（5事業者）

【改善意見】

近畿運輸局は、適切な救助活動を推進する観点から、索道事業者に対し、次の事項について指導を徹底する必要がある。

- ① 救助作業要領については、速やかに策定するとともに、救助要員が減少する閑散期にも対応した救助班編成を救助作業要領に定めること。
- ② 索道の線路下の地形や、気象条件等の地域特性等多様な事態を想定した救助訓練に反復して取り組むとともに、索道技術管理者や救助要員の参加を励行させることにより、救助訓練を充実すること。

4 保安監査の的確な実施

- 近畿運輸局は、管内の全索道事業者（平成16年3月31日現在、52事業者208索道）について、6年周期で保安監査を実施。実施方法は、担当官が土木、運転、電気等の分野ごとに抽出した書類及び設備の視認検査等が中心で、問題点については、文書又は口頭により索道事業者を指導し、措置結果についての報告を徴収。

【調査結果】

- ① 口頭指導のため索道事業者の理解不足、改善報告されているが未措置となっている等により保安監査での指摘事項が未改善となっているもの（4事業者）
- ② 着雪・着氷時の試運転方法を制定することとした新規通達への対応策が未策定、存在しない索道施設の検査記録が保存されている等について指摘されていないもの（6事業者）

【改善意見】

近畿運輸局は、保安監査の的確な実施を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 保安監査の結果、索道事業者に対して指導を行う場合は、その内容を明確にすること等により指導の徹底を図るとともに、改善確認の徹底を図ること。
- ② 保安監査では、新規通達の浸透状況に着目する等して、その充実を図ること。

以上のほか、①整備細則の適正化、②危険物持込制限表示の適正化等、③細則届出時の審査の徹底、④教育訓練記録の適切な保存等についても、改善意見を通知した。

提言事項

1 地震発生時における対策の検討

- 鉄道事業法上、地震について個別具体的な対応規定はなく、これまでもほとんど指導事項とされていない。
- 文部科学省に設置された地震調査研究推進本部が、平成13年9月、「南海トラフの地震の長期評価について」をとりまとめ、今後、30年以内にM8以上の東南海地震が50%、南海地震が40%の発生確率と公表。これを契機として平成14年7月には、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法が制定。近畿地方南部においては、発生の確率の高い巨大地震についての各種対策の準備が急務。
- 突然発生する地震は、異常気象とは異なり事前の予想が困難である上、被害は多方面に同時多発。救助要領に定めたとおりの救助班の編成、救助資機材の使用及び消防機関の出動が必ずしも期待できない可能性。

【調査結果】

大部分の索道事業者は、異常気象時の対応と同じ方針。一方、一部には、地震時における運転停止等の運転取扱基準の制定、訓練の実施等、地震について何らかの対策を講じている事業者がみられる。

【提言】

近畿運輸局は、地震時における索道利用者の安全を確保する観点から、必要な対策について検討することが望まれる。

2 消防機関との連携の推進

- 鉄道事業法上、消防機関との連携について個別具体的な対応規定はなく、これまでもほとんど指導事項とされていない。
- ロープウェイ、ゴンドラは、救助に際して高所の作業を伴うこと、要救助者が多数に上ることから、救助に時間がかかりやすい。

【調査結果】

消防機関と連携を行っていない事業者がある一方、近畿では大半の事業者が自主的に合同救助訓練を実施する等連携を図っていた。

各消防機関では、事業者が準備している救助体制、救助方法及び救助装置を承知しておくことは、実際の事故発生に備えて極めて有意義なことであるとして、合同救助訓練等の連携の必要性を認識しており、今後、事業者から協力依頼があれば、積極的に対応したいとしている。

【提言】

近畿運輸局は、普通索道の特性に鑑み、索道事業者に対し、より一層迅速・的確な救助活動を展開するため、消防機関との連携について啓発することが望まれる。